

日本理学療法士協会代議員選挙実施要綱

公益社団法人日本理学療法士協会
選挙管理委員会

選挙規程第6条の定めるところにより、選挙実施に関する事項を代議員選挙実施要綱として定める。

1. 選挙人、被選挙人について

- (1) 投票は選挙権、立候補は被選挙権を有する者でなければならない。
- (2) 選挙権、被選挙権について
 - 1) 選挙権及び被選挙権は平成29年12月18日(月)の時点において、会員(正会員・名誉会員)として登録されている者とする。
選挙権及び被選挙権の資格のない者は以下のとおりとする。
 - ①休会者
 - ②会員資格が停止されている者
 - 2) 選挙権、被選挙権名簿の作成
平成29年12月18日(月)時点の会員台帳をもとに、選挙権名簿および被選挙権名簿を作成する。
 - (3) 立候補、投票とも選挙権名簿、被選挙権名簿に登録されている所属都道府県理学療法士(協)会とする。

2. 選挙の告示について

- (1) 代議員選挙告示日は平成29年12月18日(月)とする。
代議員選挙告示は、協会ホームページに掲載する。
- (2) 上記(1)にしたがい、ホームページ管理担当者に対して、告示日に掲載できるよう事前に提出する。

3. 立候補の受付について

- (1) 受付時期
 - 1) 立候補受付期間は、平成30年1月22日(月)正午から1月29日(月)正午とする。
 - 2) 立候補を辞退する場合の締め切りは、平成30年2月7日(水)正午とする。
 - 3) 平成30年1月15日(月)正午から1月19日(金)正午までを立候補届の事前相談期間とし、立候補届に関する相談を受け付けるものとする。

(2) 受付順位

受付順位は、当該候補者における最終受付時刻順とする。

(3) 受付数が定数に満たない場合

- 1) 立候補者及び補欠代議員が定数に満たない場合、その旨を都道府県理学療法士（協）会理事会へ報告する。
- 2) 報告を受けた都道府県理学療法士（協）会は、平成 30 年 2 月 28 日（水）正午までに代議員及び補欠代議員（補欠代議員を 2 名以上 6 名以内推薦する場合はその順位）を推薦し、（都道府県理学療法士（協）会）選挙管理運営委員または都道府県理学療法士（協）会事務局を通して選挙管理委員長に報告する。なお、推薦にあたっては代議員が定数以内、補欠代議員が 2 名以上 6 名以内となるよう不足数を推薦する。

(4) 立候補届の様式

1) 届出方法

- ・届出は Web のみとする。
- ・マイページへログインの上、選挙サイトへアクセスし、立候補届出を行う。
- ・選挙サイトアクセス後、平成 29 年 12 月 18 日（月）時点の協会登録の氏名、会員番号、所属等が自動表示される。
- ・自動表示された内容の一部は変更ができない。
- ・立候補趣旨および日本理学療法士協会役員歴・都道府県理学療法士（協）会役員歴は、指定された箇所に入力する。
- ・立候補趣旨および日本理学療法士協会役員歴・都道府県理学療法士（協）会役員歴は、その合計が全角 1000 字以内とし、全角 40 字×25 行の枠内に収まるように作成する。
- ・日本理学療法士協会役員歴・都道府県理学療法士（協）会役員歴には、「（日本及び都道府県）理学療法士連盟」の役員歴は記載できない。
- ・また、別途写真をアップロードする。

2) 写真

本人のみ、上半身、脱帽、カラー、背景無地、直近 3 ヶ月以内に撮影したもの。

デジタルデータの形式は JPEG とし、容量は 2 メガバイト以内とする。

4. 立候補届の受理

(1) 受付

立候補受付終了時点の状態をもって最終受付とする。Web による受付が完了すると、メールが自動送信されるが、これはあくまでも手続きを受け付けたとの意であり、立候補届の正式受理を意味するものではない。

(2) 受理

立候補届受付後、選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補届が受理された際には、立候補届出受領書を交付する。また、受理後であっても明らかな虚偽記載や選挙違反等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

(3) 立候補の辞退

立候補辞退届を受理した際には、立候補辞退届出受領書を交付する。

5. 立候補者一覧および選挙公報、投票用 ID、パスワードについて

(1) 投票用 ID、パスワード

投票用 ID、パスワードについては、マイページログイン ID、パスワードを用いる。ID、パスワードを紛失した場合は、早めに再発行申請をする。

(2) 立候補者公表

立候補者の氏名や趣旨の公表については、平成 30 年 2 月 14 日（水）午前を目途に協会ホームページ上に掲載する。

選挙公報掲載順、投票画面氏名掲載順は同一とし、それらについては、立候補届受付順とする。

6. 選挙活動

立候補者及びその応援をする者は、公序良俗に反する選挙活動、公職選挙法に抵触する活動を行い、または関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により注意、指導、是正勧告、立候補取り消しを行うことがある。選挙違反の適用は公職選挙法を準用する。

具体的な選挙運動の内容については、別紙「選挙運動について」参照。

7. 投票について

(1) 投票期間：平成 30 年 2 月 19 日（月）正午～3 月 4 日（日）正午

(2) 投票方法：

マイページログイン後、投票サイトへアクセスする。

投票は定数内連記方式とする。

(3) 白票は有効投票とする。

(4) 定数を越えて投票しようとした場合は、これを受け付けない。

(5) 立候補者が定数以内の場合は投票を行わない。

8. 開票について

(1) 開票日

平成 30 年 3 月 4 日（日）正午

(2) 開票立会人の選出

- 1) 開票立会人は、選挙管理委員ではない、選挙実施のある都道府県理学療法士（協）会の選挙管理運営委員の中から選出する。
- 2) 選出にあたっては5名を選出し、3名を立会人、2名を予備立会人とする。
- 3) 予備立会人は予め順位を定める。
- 4) 5名選出されない場合、選挙管理委員ではない、都道府県理学療法士（協）会の選挙管理運営委員の中から抽選にて選出する。
- 5) 開票立会人の抽選方法については指定の抽選様式をもとに抽選を行い、上位の者を開票立会人とする。抽選で選出する開票立会人数は、選挙実施の都道府県理学療法士（協）会の数によるものとする。

(3) 投票データの保管について

- 1) 投票期間中は、選挙管理委員長及びシステム管理者（会員以外）のみ投票システム管理画面にアクセスできる。
- 2) 選挙管理委員長は、開票日に開票立会人の立会いのもと、投票データをダウンロードする。
- 3) 選挙管理委員長の指名により、システム管理者（会員以外）が投票システムを操作することができる。

(4) 無投票当選について

立候補者が定数以内の時は投票を行わず、当該選挙の候補者をもって当選とする。

(5) 当選人について

- 1) 定数内連記投票では、得票数の多い者から順に、都道府県理学療法士（協）会の代議員定数の最大数に相当する数の者までを当選人とする。
- 2) 当選最下位同数得票者については、抽選が必要な都道府県理学療法士（協）会の選挙管理運営委員立会いのもと、開票終了後1週間以内に立候補者によるくじにより、当選人を決定する。くじ引きに参加できない立候補者は他の者に委任することができる。立候補者および関係者はくじ引きの日を指定できない。
- 3) 補欠代議員数については、都道府県理学療法士（協）会の代議員定数の3で割り、端数を四捨五入して算出するものとする。ただし、補欠代議員数は、2名以上6名以内とする。
- 4) 次点及び次々点者を確定させ、次点者を補欠代議員（順位1位）、次々点者を補欠代議員（順位2位）とする。補欠代議員が3名以上の場合は、人数に合わせ順位を確定させる。
- 5) 定数を満たさず、都道府県理学療法士（協）会理事会から推薦された代議員候補者及び補欠代議員候補者は無投票当選とする。
- 6) 次々点者がおらず、都道府県理学療法士（協）会理事会から補欠代議員1名

が推薦された場合、当該補欠代議員は順位 2 位とする。

- (6) 選挙結果は、マイページ上にて平成 30 年 3 月 4 日（日）16 時を目途に発表する。
また、平成 30 年 3 月 5 日（月）に協会ホームページ上で発表する。

9. 異議申立について

- (1) 異議申立の期間は選挙結果公表から平成 30 年 3 月 11 日（日）正午までとする。
(2) 異議申立の受付は電子メールによるものとする。

申立先は選挙管理委員長とする。

メールアドレス：senkyo(a)japanpt.or.jp

※ メール送信時は(a)を@に変えてください。

10. 当選証書の発行

当選が確定した後、当選証書を選挙管理委員長の名前で発行する。

11. 問合せ

日本理学療法士協会選挙管理委員会

メールアドレス：senkyo(a)japanpt.or.jp

※ メール送信時は(a)を@に変えてください。

以上